



分科会 7 広がる学校薬剤師の職能

10月7日(日) 15:00～17:30 第9会場(オークラアクトシティホテル浜松 3F チェルシーⅡ)

W-07-01

基調講演 学校保健における学校薬剤師の役割 ～「医薬品」に関する教育への関わり方について～

きたがき くにひこ
北垣 邦彦

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条では、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するものとして、大学以外の学校には、学校薬剤師を置くものとされている。その職務の詳細は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第24条において学校薬剤師の職務執行の準則として示されている。

一方、平成20年1月17日に中央教育審議会がとりまとめた答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」では、近年、子どもの抱える健康課題が多様化、専門化する中で、子どもが自らの健康課題を理解し、進んで管理できるようにするためには、学校医、学校歯科医、学校薬剤師による専門知識の基づいた効果的な保健指導が重要であるとされている。特に、学校薬剤師については、喫煙、飲酒や薬物乱用の防止などについて特別活動等における保健指導を行うことは、学校生活のみならず、生涯にわたり子どもにとって有意義なものになると示され、学校薬剤師の保健教育への参画が期待されている。また、これまでの薬物乱用防止や環境衛生に係る教育への貢献を踏まえ、「医薬品」に関する教育への関わり方について「子どもに、生涯にわたり自己の健康管理を適切に行う能力を身に付けさせることが求められる中、医薬品に関する適切な知識を持つことは重要な課題であり、学校薬剤師がこのような点について更なる貢献をすることが期待される。」と示されている。

ただし、「学校医、学校歯科医、学校薬剤師が保健指導を行うに当たっては、子どもの発達段階に配慮し、教科等の教育内容との関連を図る必要があることから、学級担任や養護教諭のサポートが不可欠であり、学校全体の共通理解の上で、より充実を図ることが求められる。」とされ、保健に関する指導への期待に加えて専門家が学校教育に参画する際の留意点が示されている。

今年度から中学校保健体育科・保健分野で「医薬品」に関する内容が教えられることになっている。当然のことながら、保健体育科・保健分野で生徒が学ぶのは「医薬品」に関する内容だけではなく、中学校であれば3年間で48単位時間（1単位時間は50分）程度の中で様々な内容を学ぶことになっている。また、他の教科・分野と同様に保健体育科・保健分野にも教育目標があり、その教育目標の達成のために系統立った教育課程が決められている。学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）では、教育課程は、学習指導要領によるものとされている。したがって、学校薬剤師が中学校や高等学校の保健体育科の「医薬品」に関する授業に参画するためには、少なくとも学習指導要領と文部科学省が編集した解説に書かれている内容を把握する必要があると考える。言い換えれば、薬剤師として生徒に知ってほしい医薬品に関する内容が、中学校及び高等学校における保健体育科の授業で保健体育科教諭が生徒に理解してほしい内容と同じになるよう、学校薬剤師にも理解を求めたい。

学校薬剤師が「医薬品」の教育に参画するに当たり、上記にあるように特別活動等における保健指導であれば子どもの発達段階に配慮し、教科等の教育内容との関連を図る必要があるが、その指導内容、指導時期及び対象となる生徒等については、ある程度の自由度があると考えられる。一方、保健体育科における授業は、年間計画に基づき実施され、生徒の関心・意欲・態度、思考・判断及び知識・理解の評価が伴うことから、それらの自由度は限られる。さらに、平成20年6月の改正薬事法施行以降、特定の時期に、場合によっては複数のクラスの授業に直接参画することは開局薬局の薬剤師には難しい状況であると考えられる。したがって、学校薬剤師には、授業を行う保健体育科教諭に医薬品の添付文書や空箱などの教材や資料を提供したり、指導案への助言を行うなどのサポーターとして役割に期待が高まっている。また、先進的に保健体育科教諭と二人三脚で授業を作り上げていくティーム・ティーチングが活用されている例もある。

「医薬品」の専門家である薬剤師には、学習指導要領で取り上げられる内容以上の専門的な知見を生かした情報提供が可能である。それには、薬物乱用防止教育の場合に保健体育科の授業を踏まえた上で「薬物乱用防止教育」に参画しているのと同様に、学校保健委員会などを通じて「医薬品」に関する講演会などを特別活動の健康安全・体育的行事の企画（学年集会や学校集会）の一つとして学校に持ち込んでいただき、講演や講義を行っていただきたい。その際、保護者等の参加があれば、地域保健の向上にも寄与するのではないかと考える。